給水水質モニター装置設置工事に伴う実施設計業務
特　記　仕　様　書

第１章　適用範囲

この仕様書は、「給水水質モニター装置設置工事に伴う実施設計業務」に適用する。

第２章　業務概要

本業務は、泉佐野市水道ビジョン（第２版）－2018～2027 年度－において、目標実現に向けた施策で、水質管理の強化の一環として掲げられた「給水水質モニターの設置」のための詳細設計を行うものである。

水質モニターに求められた性能は、自動・リアルタイムで水質測定が可能なものであり、その測定項目及び設置場所は以下の通りである。

◆測定項目

残留塩素、濁度、色度及び水圧またはＰＨ

◆設置予定箇所

超高区系統　　：犬鳴増圧ポンプ場内
中区系統　　：青少年広場（グランド）
低区系統　　：りんくう中央公園
泉ヶ丘区系統　：長坂小学校
中庄区系統　　：給食センター
中庄配水場　　：既設水質計器室内

第３章　業務内容（詳細設計）

３．１．設計対象

給水水質モニター装置（現場６箇所）及び日根野浄水場内中央監視装置

３．２．業務内容

１）設計計画

各測定場所において、残留塩素、濁度、色度及び水圧またはＰＨの４項目を、

自動で常時測定を行い、そのデータを日根野浄水場に設置する水質監視システムにて総合的に監視し、データ保存できる装置の選定と運用方法の提案を行い、設計計画書としてまとめるものとする。

2）設計図書作成

設計計画書により取り決めた給水水質モニター装置設置工事に必要な、設計図書として以下のものを作成するものとする。

・詳細設計図
・数量計算書
・構造計算書（必要に応じて）
・特記仕様書
・設計書（金入り・金抜き）
・その他必要と思われるもの

第４章　審査

４．１．審査の目的

受託者は、業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、充分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、更に審査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

４．２．審査の体制

受託者は、遺漏なき審査を実施するため、相当な技術経験を有する審査員を配置しなければならない。

４．３．審査事項

受託者は、業務全般にわたり正常時・異常時における処理機能の確保、施設の耐久性及び環境条件に対する適応性、柔軟性を基本として審査を実施しなければならない。

第５章　準拠図書

業務は、下記に掲げる図書（最新版）に準拠して行うものとする。これら以外の

図書に準拠する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けなければならない。

（１）厚生労働省

「水道施設の技術的基準を定める省令」

（２）日本水道協会

「水道施設設計指針」

「水道維持管理指針」

「水道施設耐震工法指針・解説」

その他、業務に関して必要なマニュアル・図書等

第６章　成果品

納品書類及び部数については下記の通りとする。

（１）　報告書　３部

（注；成果図書は原則としてＡ４サイズ、両面印刷とする。）

（２）　上記報告書の電子データ　１式

（３）　その他、資料・成果物等　１式

第７章　期限

本業務委託の期限は契約締結の翌日より、令和　　年　　月　　日とする。